

HOME

商品一覧

火災共済

組合情報

お問合せ

交通災害費用共済

交通災害をしっかりガード！わずかな掛け金も魅力！

交通災害費用共済

補償範囲 交通事故にかかわる傷害

交通災害

掛金 **年2,400円**

月当たり **200円**

自動車にはねられケガをした

歩行中ものが落ちてきてケガをした

バイクで転倒してケガをした

プラス

火災でヤケドをした

細菌性食中毒にかかった

火災によるケガは、1.5倍の補償額。食中毒まで補償するこだわり共済!

補償内容および一口の補償額

傷害死亡共済金		100万円	事故の日から180日以内の死亡
後遺障害共済金		3~100万円	事故の日から180日以内に確定した障害
傷害入院共済金		日額2,500円	事故の日から180日以内の入院した日数（180日を限度）
傷害通院共済金	1日目~30日目まで	日額1,500円	事故の日から180日以内の通院した日数に対して 90日 を限度とします。
	31日目~90日目まで	日額500円	
食中毒死亡共済金		100万円	発症の日から180日以内の死亡
食中毒入院共済金		日額2,500円	発症の日から180日以内の入院した日数（180日を限度）
食中毒通院共済金	1日目~30日目まで	日額1,500円	発症の日から180日以内の通院した日数に対して 90日 を限度とします。
	31日目~90日目まで	日額500円	
火災死亡共済金		150万円	火災の日から180日以内の死亡
火災入院共済金		日額3,750円	火災の日から180日以内の入院した日数（180日を限度）
火災通院共済金	1日目~30日目まで	日額2,250円	火災の日から180日以内の通院した日数に対して 90日 を限度とします。
	31日目~90日目まで	日額750円	

【組合関連】

お得 組合員になると？
組合員割引施設

【契約関連】

お気軽にご相談下さい。
 通話無料 **0120-38-0521**
 平日9:00~17:00

FAQ
 よくあるご質問

【外部リンク】



【その他】



手術共済金	1事故1回	10,000円	入院をして手術を受けた場合
-------	-------	---------	---------------

- ・ 障害者認定を受けておられる方は、ご契約いただけない場合があります。
(等級、部位により異なりますので、ご照会ください。)
- ・ 要介護認定(要介護支援含む)を受けておられる方は、ご契約いただけません。

[= ページのトップへ戻る](#)

● 多数割引について

1 契約で 3 名以上申し込まれた場合は割引が適用されます。ご家族みなでご加入ください。

- 交通災害
2, 4 0 0 円 → **2, 2 8 0 円**

● 口座振替について

- ・ 振替が不能となった場合は、翌月に再振替致します。
- ・ 再振替が不能となった場合は、満期日にさかのぼって効力を失うものとします。
- ・ 1 契約の合計金額が 1 2, 0 0 0 円以上の場合は、月払の口座振替ができます。
(ただし 3 名以上でお申込みされた場合、割引後の金額で 1 2, 0 0 0 円以上となります。)

● 共済期間と責任の開始について

- ・ 掛金を領収した日の翌日の午前零時から 1 年とします。

[= ページのトップへ戻る](#)

共済金のお支払い内容

● 交通災害費用共済

交通事故等によって、傷害を被った場合にお支払いいたします。

● 傷害死亡共済金

交通事故

交通事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、お支払いいたします。

● 後遺障害共済金

交通事故

交通事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、障害の程度に応じて、お支払いいたします。

● 傷害入院共済金

交通事故

交通事故によりケガをされ、医師の治療を受けるため入院された場合に、その日数に対して共済金をお支払いいたします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過したその後の期間に対しては、お支払いいたしません。

● 傷害通院共済金

交通事故

交通事故によりケガをされ、医師の治療を受けるために通院された場合に、その日数に対して 90 日を限度に共済金をお支払いいたします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過したその後の期間に対しては、お支払いいたしません。

● 食中毒死亡共済金

細菌性食中毒を発症し、発症の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、お支払いいた

します。

● 食中毒入院共済金

細菌性食中毒を発症し、医師の治療を受けるために入院された場合に、その日数に対して共済金をお支払いいたします。ただし、発症の日からその日を含めて180日を経過したその後の期間に対しては、お支払いいたしません。

● 食中毒通院共済金

細菌性食中毒を発症し、医師の治療を受けるために通院された場合に、その日数に対して90日を限度に共済金をお支払いいたします。ただし、発症の日からその日を含めて180日を経過したその後の期間に対しては、お支払いいたしません。

● 火災死亡共済金

火災によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、お支払いいたします。

● 火災入院共済金

火災によりケガをされ、医師の治療を受けるために入院された場合に、その日数に対して共済金をお支払いいたします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過したその後の期間に対しては、お支払いいたしません。

● 火災通院共済金

火災によりケガをされ、医師の治療を受けるために通院された場合に、その日数に対して90日を限度に共済金をお支払いいたします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過したその後の期間に対しては、お支払いいたしません。

● 手術共済金

入院共済金支払われる場合に、事故の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた時、共済金をお支払いいたします。

[▲ ページのトップへ戻る](#)

共済金のお支払いできない主なもの

- ❖ 共済契約者、共済金受取人または被共済者の故意による身体の傷害。
- ❖ 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による身体の傷害。
- ❖ 被共済者に対する刑の執行による身体の傷害。
- ❖ 運転資格を持たないで、または酒によってもしくは麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない状態で生じた身体の傷害。
- ❖ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた身体の傷害。
- ❖ 脳疾患、疾病または心神喪失により生じた身体の傷害。
- ❖ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により生じた身体の傷害。
- ❖ 頸椎頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。
- ❖ 核燃料物質(使用済み燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた身体の傷害。
- ❖ 被共済者が交通乗用具による競技、興行(いずれもそのための練習を含みます。)訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦を言います。)をしていた間に生じた身体の傷害(ただし、道路上で自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバスの交通乗用具に搭乗している間については、この限りではありません。)
- ❖ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間に生じた身体の傷害。

▶ 支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて2年間請求がない場合には、請求する権利は消滅
します。

▶ ページのトップへ戻る

▶ ページのトップへ戻る

当サイトについて

- ▶ ご利用環境
- ▶ 個人情報保護方針
- ▶ **勧誘方針** 勧誘方針

商品案内

- ▶ 火災共済
- ▶ 補償内容の改定
- ▶ 自動車事故費用共済
- ▶ 傷害費用共済
- ▶ 交通災害費用共済
- ▶ 医療総合保障共済
- ▶ 傷害総合保障共済
- ▶ 自動車共済
- ▶ 家庭総合・地震保険

商品案内

- ▶ 火災共済約款

会社案内

- ▶ 組合情報
- ▶ アクセス
- ▶ サイトマップ

お手続きについて

- ▶ よくあるご質問
- ▶ お問い合わせ

京都共済協同組合

〒604-0932 京都市中京区寺町通二条下る妙満寺前町450番地

TEL.0120-38-0521 FAX.075-256-1568

Copyright © 2012 Kyoto Kyousai All Rights Reserved.